

# 愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

## 1 趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第14条の規定により介護保険法が改正され、同法第201条の2第1項に被保険者番号の定義（保険者番号及び被保険者番号）が新設されることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「規程」という。）の定義規定を改めるとともに、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）第1条の規定により、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の4第1項第5号が同項第4号に改められることに伴い、規程の整備を行うもの。

## 2 改正内容

- (1) 議長の定める個人識別符号のうち、被保険者番号等について、改正後の介護保険法の定義規定を引用する。（第3条第16号関係）
- (2) 議長の定める個人識別符号のうち、在留カードの番号について、改正後の出入国管理及び難民認定法の条項を引用する。（第3条第5号関係）

## 3 施行期日

告示の日（2(2)の改正規定は、令和8年6月14日施行）